

飛鳥時代

593年（聖徳太子）が（推古天皇）の（摂政）になる

覚え方 **すごくみ**みがいい聖徳太子

603年（冠位十二階）を定める

役人の位を家柄ではなく才能で決めた。

覚え方 業務（ぎょうむ）を**み**て定める 徳仁礼信義智

604年（十七条の憲法）を定める

役人の守るべき決まり

1. 仲良くしなさい。（役人の仲が悪かったから）
2. （**仏教**）を信仰しなさい。
3. （**天皇**）の命令を聞きなさい。

607年（法隆寺）を建てる。

（遣隋使）として（小野妹子）を中国へつかわす。

645年（大化の改新）覚え方 **無事故（むじこ）**でのりきる

蘇我入鹿を（中大兄皇子）のちの（天智天皇）と

（中臣鎌足）のちの（藤原鎌足）が殺した。

改革の内容

（**公地公民**）・・・すべての土地と人民を天皇のものとする

（**班田収授法**）・・・6歳以上の男女に（**口分田**）を与える